**【国民体育大会ふるさと選手制度について】**

|  |
| --- |
| １　成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。(1) 居住地を示す現住所(2) 勤務地(3) ふるさと　２　「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。　３　日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。　４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。　５　「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。　６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。　　　※２年以上連続とは、都道府県の予選会も含む　７　参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会あてに提出する。 |

※国内移動選手の制限とは

　　前回の大会（都道府県大会を含む）に選手及び監督の資格で参加した者が、異なる都道府県から参加する場合については、２大会以上の間を置かなければならない。

※所定の方法・様式とは

　　「ふるさと選手制度」を活用する選手がいる場合は、該当選手は、県予選会の参加申込み締切り日までに、【熊本県スポーツ協会が定める様式１または様式２】を、関係競技団体に提出する。（ふるさと活用初年は登録届[様式1]、2年目以降は使用申請届[様式2]）

　　また、各競技団体は、各ふるさと選手から提出された【様式１・２】をとりまとめのうえ、九州ブロック国体参加申込み締切り期日（本国体ストレート競技は本国体参加申込み締切り期日）までに、公益財団法人熊本県スポーツ協会への提出を必須とする。併せて、前述の様式の提出のほかに、国民体育大会参加申込システムにおいても、当該ふるさと選手の登録を行うこと。

**＜ふるさと制度解釈・説明／Ｑ＆Ａ事例集＞**

**Q.1　「ふるさと選手制度」を活用したい場合、どのように手続きをすればよいですか。**

　A.1　成年選手が熊本県内の小学校・中学校・高等学校のいずれかを卒業している場合は、「ふるさと」として選択できます。但し、ふるさと制度で登録できる都道府県は、いずれか１都道府県のみで、手続き終了後は変更できません。また、原則として、ふるさと制度の活用は、１回につき２年以上連続とし、活用できる回数は２回までとなります。

　　　**※**２回までとは、①ふるさと（１回目登録）で出場　→　②現住所で出場　→

　③ふるさと（２回目登録）で出場　→　④勤務地で出場　→

　⑤ふるさとでの出場はできない× ＝ 勤務地又は居住地のみ

**Q.2　ふるさと選手制度は、監督には適用されないのでしょうか。**

　A.2　監督には適用されません。但し、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われることとなるため、本制度が適用されます。

**Q.3　ふるさと登録の条件として、「卒業小・中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」となっていますが、中学生の時にＡ中学校に入学し、その後Ｂ中学校へ転校し卒業した場合、Ａ中学校とＢ中学校のいずれも選択できますか。**

A.3　できません。**卒業学校のみ対象**となるため、卒業学校であるＢ中学校所在地の都道府県がふるさと登録の対象となります。

**Q.4　Ａ中学校を卒業し、Ｂ高等学校へ進学したが、Ｂ高等学校は中退した。Ｂ高等学校をふるさととして登録できるでしょうか。**

A.4　できません。Ｂ高等学校を卒業していないので、Ｂ高等学校所在地の都道府県をふるさととして登録できません。なお、Ａ中学校は卒業しているので、Ａ中学校所在地の都道府県はふるさととして登録できます。

**Q.5　ふるさと登録届（使用申請届含む）を提出し県予選会に参加を申込んだが、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかった。この場合は、ふるさと選手制度の活用はなかったものとしてカウントされますか。**

　A.5　国体においては、参加申込みが受理された時点で参加と見なします。この場合は、当日に参加はできなかったものの、参加申込が受理されているため、参加と見なし、ふるさと制度の活用としてカウントされます。

**Q.6　ふるさと制度を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、２大会の間を置かずとも、ふるさとの都道府県から参加できますが、ふるさと選手制度の活用をやめて、居住地を示す現住所から参加する場合は、２大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。**

A.6　ふるさと選手制度を２年以上連続して活用した場合は、２大会の間を置かなくとも、ふるさと以外の「居住地を示す現住所」又は「勤務地」から参加することができます。但し、２年以上連続して活用していない場合は、ふるさとの都道府県以外から参加することはできません。

**Q.7　ふるさと選手制度を大学４年時に活用し国体に参加したが、次年度に大学を卒業した場合「新卒業者」としてふるさと都道府県以外から参加できるのでしょうか。**

　A.7　できます。２大会の間を置かなくとも良い例外適用として「新卒業者」及び「結婚・離婚に係る者」とありますが、いずれも「ふるさと」の「２年以上連続して活用しなければならない」よりも優先されて適用されます。但し、ふるさと選手制度の活用回数を１回としてカウントし、次回活用時には２回目としてカウントされます。

※ ふるさと制度を活用できる回数は２回まで

**Q.8　ふるさと選手制度を大学４年次に活用し国体に参加したが、その後、就職もありしばらくの間、競技活動を止めた。今年になり仕事も落ち着いたので、再度、ふるさと選手で出場したいのだが、ふるさと選手制度の取り扱いはどうなりますか。**

　A.8　最後に出場した大会から２大会（２年連続）以上、大会に出場していない場合は、２回目の登録が必要になります。　注：大会には県予選を含みます

**Q.9　ふるさとは毎年手続きをしなくてはならないのですか。**

A.9　ふるさと選手制度を活用する場合は、**毎年の手続きが必要**です。活用初年は、登録届（様式1）、２年目以降は使用申請届（様式2）が必要となります。

　　　※ふるさと選手制度を活用する場合は、所定の様式に必要事項を記入の上、必ず県予選大会前に各競技団体へ提出してください。

 **その他関連の解釈・説明事項**

**Q.1　「居住地を示す現住所」について、現在20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のＡ県ですが、住民登録（住民票）はＢ県です。Ａ県とＢ県のどちらからでも参加できるのでしょうか。**

A.1　Ａ県、Ｂ県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。

　　　 「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年4月30日以前より本大会参加時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。

**Q.2　勤務地又は現住所で国体に参加した場合、「２大会あける」とありますが、それは本国体のみのことですか、それとも都道府県予選も含むのですか。**

A.2　都道府県予選も含みます。国体参加とは、都道府県予選から本国体までを指します。

　　※「２大会あける」場合は、参加当該大会の前回大会及び前々回に、異なる都道府県から参加した場合のことをいいます。なお、「２大会あける」は、勤務地又は現住所で参加した場合だけではありません。